

【第 36 回審議会概要（主な意見等）】

報告事項 米原市人権施策推進計画（進行管理調査票）の意見に対する対応について

事務局：前回の審議会で意見があった部分についての各課ヒアリング結果について説明した。【詳細説明略】

会長：前回の進行管理調査票で御意見御質問が出た点について、その時に答えられなかった部分の補足説明をしていただいた。何かご意見ご質問はないか。

委員：この回答を見て、市はやる気があるのかと思わざるを得ない。本人通知制度の問題についても本人確認ができないとか確認が必要とか。ハートフルフォーラムに市の職員が参加している。その時に職員が確認したらよいのではないか。戸籍窓口の担当で全部できるわけではないから、少なくとも市の職員が行って本人確認をしたらできないことはない。窓口の担当でやっていて増えているならよいが、増えてない。やらないための言い訳を考えるのではなく、どう増やすかということ、市は何ができるかということを考えなければ、人権施策の基本方針を作っても役に立たない。その姿勢が問題。保育分野でも、研修に補助金が出ているが、なぜ民間保育園は人権に関する研修会に参加しないのか、理由が聞きたい。市としてはどのように聞いているのか。市として公立民間問わず人権保育を進めていくのであれば、人権保育に参加するための補助金という形で目的をきっちりして位置付ければよい。県も補助金を出している。公立保育園だけが人権保育をやればよいわけではない。

会長：2点、御意見を出していただいた。

事務局：ハートフルフォーラムでの本人確認については、本人確認書類を持ってきていただくという対策もあるということだが、すぐにはという部分もあったと思う。

委員：本人通知制度の登録受付をするために免許証や健康保険証等の準備を事前に案内すればよい。技術的な部分でできないというのなら分かるが、工夫したらできること。要綱上に制限がないと書いてあるので、そうするための仕組みを作ったらよい。ハートフルフォーラムの回数が多く対応が難しいというのは、その担当職員がすべて行うという前提で考えているからである。私の地元のハートフルフォーラムは地元自治会が主催をし、市の職員も参加している。市の職員が参加しているなら、そこで用紙を配って職員が確認したらよい。そういう検討を全体で議論してほしい。戸籍の担当職員だけではできないので、職員全体でやればよい。職員全体が取り組むということが同和行政の基本方針、人権行政の基本方針である。そのことが議論されていないままここに挙がってくるのが、やる気があるのかと言っている。こういう回答をもらった時に事務局としてどう思うのか。保育についても今回初めて言ったことではない。なぜ公立の保育園は人権保

育研究集会に参加して、民間はしないのか、説明をしてほしい。民間保育園を認可しているのは市で、市として人権保育をどうするのか。指導や助言を行わないといけない。

委員：ただ今の意見は当然のことで、担当の保育幼稚園課でも、そこまで具体的にあり方を検討したことがなく申し訳ないが、市内の子どもたちということは一緒という認識で、市内の民間園、公立園のどの園についても人権の視点での保育をやっているところである。市の指針に基づいて、民間園も公立園も同じ方向で子どもの人権を守る、子どもの命を大事にする子、自分も好きで他者のことも愛するということが視点に置き、保育が進められるようには指針に盛り込んでいく。研修会については、それぞれの園の諸事情もあるということで逃げてはいけないと思うが、一緒に参加していこうという思いが足りなかったかもしれない。

委員：なぜ参加しないのか。そこが問題である。人権保育をやっていることは知っているが、なぜ人権保育研究集会、人権保育の全国集会に参加しないのか。十分人権保育をやっているのなら、公立保育園も参加しなくてもよいのではないか。

委員：人権保育については各園にて取り組んでいただいているところである。

委員：市として公立保育園が参加すれば、様々な新しい情報も仕入れて学んでくると思う。それは人権保育を推進する上で重要だと思っているから、市としても公立保育園については予算措置をして市の職員も参加させている。そのことを民間保育園にも言って参加してもらうように働きかける。場合によっては、研修補助金の中に目的化したらよい。人権保育に参加するということを位置付けて補助するという。工夫を凝らしてできるだけ参加するような働きかけなどを行っているのか。ある民間保育園は県民のつどいで太鼓をやってもらうなど協力してもらっている。なぜそこが滋賀県の滋人保に入らないのか。民間が財政的に厳しいのであれば、補助制度を作るなどをすればクリアできる。ずっと委員をやっていて、その間人権保育については言っていたが、毎回同じ回答で、やる気を疑う。戸籍のことについても。働きかけて、改善されているのならいいが、一向に変わらない。

会長：担当課の回答として不十分だという御意見であった。再度担当課に返し、委員からの御指摘を伝えて検討し、次回の審議会で回答していただきたい。

委員：関連して、私も同じような感覚で感じている。言われたことに対して、次の時にできるのかできないのか。できない理由をつけるなり、できるというより、やるという方向で考えて、できるのかできないのかを考えてもらわないと。できないということばかりでは前へ進まない。言われたことを念頭に置き、できるのかできないのか。できないならなぜできないのかということを引き出していただきたい。

事務局：次回までに方向性を含めて、回答させていただきたい。

会 長：お願いします。他にこの件についていかがか。

委 員：事務局に伝える問題か分からないが、「障がい者差別の解消と相談体制の充実化」と新規で書いてあるが、充実と書いていながら相談員の数が全く変わっていない。なぜなのか。また「障害者差別解消支援地域協議会の早期設置」と書いているが、この条例は10月1日施行。条例そのものは4月1日だが、このアドボケーターと地域協議会は10月1日から既に動いている。この書き方ではいつ作っているのか分からない。10月1日から既に協議会が設置されてアドボケーターが指名されて動いていないといけない。県もできていないが、「推薦します」と書いており、「推薦しています」とかそういう形で検討という段階の問題ではない。本来なら10月1日に施行され、障がい者が相談をするのに、誰のところへ行ったらいいのかと言われたときには、この人のところですよと言うことができているといけないのがこの条例である。この書き方では、やる気があるのかという気がする。相談員が4人という体制は、旧町の時代から各町1人ずつで4人となっており、全然変わっていない。私も相談員をやっているが、変わっていないのに相談体制の充実というのは、どう考えているのか。人数を増やしてという話もあるが、ただ人数を書きおけばいいのか。もう少し何か具体的に示す必要があると感じる。おそらく30年くらい前からこの人数ではないか。もう少し考えていただければと思う。

会 長：新規の欄で御意見をいただいた。記述の仕方を変えてはどうかということと、相談員の充実とあるが相談員の数が変わっていない。数字を挙げるだけでなく、何らかの文言を入れてはどうかという指摘があったという点を伝えて、次回出していただきたい。

報告事項についてはこれで終了とする。

審議事項 米原市人権施策基本方針（第2次改訂）素案について

事 務 局：米原市人権施策基本方針〈第2次改訂版（第1案）〉と新旧対照表に基づき、事務局の考えを説明し、特に地域総合センターの項目および労働者の人権の項目について優先して審議していただくよう求めた。【詳細説明略】

会 長：新旧対照表にもとづき説明があった。事務局案となっていないところは私が気付いたところを文章化した部分である。第1案の中で網掛けの部分が訂正箇所となっている。全体の議論に移る前に2点御意見をいただきたいということだ。1点は隣保館廃止に伴うところで記述をどのようにしていくのか、この事務局案でいいのかどうか。もう1点は、第1案で各人権課題が並んでいるが、その中の労働者の人権となっている箇所で、労働者の人権というのは女性の人権あるいは高齢

者の人権、障がい者の人権、同和地区出身者の人権、それぞれ働いている方が折り重なる部分が出てくる。労働者の人権ということで独立した項目にするのか、あるいはハラスメントというところに重点を置き、職場における様々なハラスメントということで項を立てるのか。この2点について御意見をいただきたい。その後で全体について意見をいただくということで進めていきたい。

委員：隣保館の廃止に伴い、今までの様々な相談や国の援助制度の適用については従来どおりやっている。例えば雇用保険の問題や訓練の受講指示の問題、これは制度そのものが存在しており、それはやっていく。相談については人権総合センターが行い、併せて市が少なくとも5年間は、各自治会に任せて相談員を配置することになっている。相談員がこの中に位置付けられるのかどうか。何のための相談員か。それは地域総合センターとしてやってきた相談活動を引き継ぎながら、より身近なところで相談ができる体制をとということで自治会に委託している。そこを書かなかつたらおかしい。人権総合センターが市と連携しながら、国の施策を活用できるように仕組みをつくる。ここには相談員の記述が一切ない。単に自治会に建物の管理運営を任せるということではなかった。それを書かなかつたらおかしい。

事務局：5年以内ということにはなるのだが、自治会、同和问题、隣保館の廃止に伴って様々な課題が出てくるであろうし、自立支援にむけた支援を行っているので、そのあたりも含める形でまとめたい。

委員：そういう意味で置いているのか、金を出す名目だけであるなら書く必要はない。地域総合センターとして相談活動をしてきたが、それを急に切ってしまうと地域の人達が困るため、自治会の中に相談員を置いていただきたいとすれば、相談活動の中で、例えば仕事を探してる人が相談に行ってもよい。受けた相談をどうつないでいくのかということになる。期間は5年となっているが、そのことが相談体制の充実ということで書かれてなかったら、そのお金はどういう位置か分からないのではないのか。

事務局：施策の基本方向のところ、その根拠を示すということか。

委員：相談については、そのように書くとよい。部落問題については部落差別解消推進法の4条・5条・6条で3つの事業を示しており、それを盛り込んでほしい。1つは相談体制の充実。人権総合センターあるいは行政施策でやっていき、併せて隣保館を廃止したが、当面の間は地元の自治会で相談員を配置して相談体制を強化していくということ。教育啓発も加えるとよい。もう1つは実態調査である。基本方針には書かれていないが、国は実態調査を実施するが、市はどうするのか。従来、市は人権意識調査を実施しているが、部落問題の項目を増やすか、独立した形で実態を把握するための部落問題の調査をするというのは盛り込んでほしい。

委員：労働者の人権についてはどうか。

委員：派遣切りの問題や労働者に対するブラック企業などがあり独立していたが、施策を進めることにあたっては生活困窮者の問題とリンクしており、また一人親家庭の人達の雇用の問題もリンクしているため、そのような形であった方がよいと思う。今、県内で高校を卒業して就職する人が4割を切り、7割弱の人が専門学校、大学、短大へ進学して就職している。その大学、短大の採用選考が不透明になっている。つい最近もあったが、リクルートナビが就職内定辞退率というデータを売っている。なぜこんなことができるのかと言えば、企業による大卒の採用の外注化が進んでる。昔は指定校制度というのがあり、こういう大学しかとらない、その中で先生から推薦のあった学生を採用するというのをしていたが、今はそうではない。形の上ではオープンになっているが、提出するエントリーシートは会社へ出すのではなく、受験を請け負っている会社へ行くことになる。そのデータを解析し、どのような会社情報を見ているから内定辞退率が高いという情報を作成し、売っていたという問題である。大学の採用選考は不透明でブラックボックス化しており、就職差別が起きている。それを見破るのは難しいが、受ける側の自己防衛として労働権や採用選考についての学習を、学校教育、社会教育の中で充実していくことが大事ではないか。また外注化という採用選考のあり方を国としてどうしていくかという問題もある。少なくとも学校現場の中で労働基準法や職業安定法などを一切やられていない。問題は、そのことをしっかりし、そういう形でやられた場合は報告や相談をするという仕組みを作らないと、なかなか変えられないと思う。そういう意味で採用選考の部分で残してもらったらどうか。雇用の部分や対策はそれぞれの部分でよいと思う。新たな課題として出てきており、できれば検討していただきたい。

委員：様々な人権問題のところに採用選考のことを入れるとよいか。

会長：採用選考における人権問題は大きな問題としてある。ただ採用選考された人が労働者であるだけで、厳密には労働者の人権に入れるのはおかしなことになる。その他様々な人権の中に入れ込んでいくということで考えていきたい。他に事務局からの2点についてご意見はないか。

20 ページの労働者の人権について、現在の記述内容は短く、労働者の人権というのは、その前の様々な生活困難者の人権の中にも重なる部分があり、外国人、障がい者、高齢者にもそれぞれ働く人がおられ重なってくる。ここは労働者の人権という形で項を立てず、職場における様々なハラスメントとしてまとめるという案でいかがか。

委員：(異議なし)

会長：ではそのような案として進める。

もう1つ、隣保館の廃止に伴うことについて、これも委員からいただいたご意見

に沿って記述内容を考えていくということでよいか。

2点以外に全体を通して気づいた点を出していただきたい。

委員：17 ページからの外国人の人権で、出入国管理及び難民認定及び法務省設置法の一部を改正する法律が成立したということと、8月末現在の外国人市民の割合が出ているが、法案が改正されてどうなのかということになっていない。どうことが予測されるかということが入っていないと、次の基本施策につながらない。現在でも500人を超える外国人が市内におり、半数以上が定住や永住、日本人配偶者など日本に長く住む方が多い。加えて今後増える見込みがあるということが書かれていないと、なかなか次の施策につながらない。リーマンショック前は700人を超える外国人がいた。その後減ってきたが、今は右肩上がりになり、法改正により今後も当然増える。リーマンショック前のように人口比率が2%に近くなってくる。そういう時にどうなのかという問題が出てくる。みんなもっていかないと次の施策につながらず、そうなってくると地域生活者としての外国人の地域社会への参画への取り組みはどう進めていくのかということである。また施策の基本方向で書かれているとおり、日常生活に不可欠な福祉、保健、医療、労働、教育、行政サービスで一般生活支援という形になるとあるが、ひとくくりにはいかないと思う。医療から、健康福祉、教育、情報発信、相談体制、これにわたってくる項目は30項目くらいではないと思う。多文化の意識醸成といった形になっているが、これは体系的、組織的に行政全体を含めていく、そういうのが必要だと思う。やはり多文化共生推進プランというのを策定していく準備が必要。それを入れていただけるとよいと思う。また18ページ、外国人の子どもの教育の充実に絡んで、日本語教室等への参加を促しとある。外国から来た児童は日本語が分からない。日本語が分からないと学校についていけない。それを支援していくための広い教育が必要。単なる日本語教室への参加へ促しということだけでは済まない。また、今行っている日本語教室は大人対象の日本語教室である。学校の責任の中において日本語指導員などを設けて日本語を教え、学習についていけるような仕組みになっていかないといけない。また、やさしい日本語というのが出ているが、これは外国人とのコミュニケーションツールの一つとして日常の生活支援に当たるまでやさしい日本語が出てくるので、取り組みを進められたい。そのほか、前回の進行管理調査票34ページに書いてあるが、実施上の問題点としているところの一番上、外国人通訳の設置等で、外国籍市民への生活支援を行うことができる体制づくりがある。このことは、推進プランを策定して進めていかないとできない。毎年同じように挙げられており、プランを作っていく準備段階として1つ1つ生活支援の項目を挙げて進めていくのであれば分かるが、これは漠然としている。漠然としていることを載せてもなかなか反映していかない。35ページの外国語による防災情報の提供で、今後

として英語版の防災マップの検討が必要とあるが、英語圏の外国の方はそんなにいない。現在 20 カ国で英語圏の方はどれだけいるのか。英語を話せれば外国語が通じるという発想ではだめである。やはり多言語により SNS 等で情報発信をしていくとか、外国の方が情報を取りに行かなくても情報を与えていくような考え方をもつことが必要。38 ページに学校教育課が挙げている、事業実施上の問題点・今後の課題等で、人権視点から見た効果にはニューカマーと入っているが、問題としてはオールドカマーに対しての差別や偏見だけ。やはりニューカマーも入る。そして平成 30 年で日本語指導支援員を配置とある。この認識はどうなのか。やはりポルトガル語であればポルトガル語も日本語も話せる人でないと、日本語の学習支援はできない。単なる従業員としてアルバイト的に雇い日本語を教える、そんなことを日本語支援にしているという位置付けはおかしい。本当に日本語指導支援であれば、しっかりと日本語を教えられ、一般のクラス、日本語のクラスにいけるような形にしている、そういう方が指導員。そのあたりを学校教育課にどういう考え方をしているのか聞いてもらいたい。さまざまなトラブルの発生につながりかねない。

会長：進行管理に関することは、次回に問合わせて答えていただきたい。その前に御指摘のあった基本方針第 1 案に関する指摘は反映させる方向で検討していきたい。他の御意見を伺いたい。

委員：障がい者の人権について 15 ページの初めに『共生する社会の実現に資することを目的としています』と国のことを書いている。進行管理の際に県条例のことを伝えたが、ここに載っていないのはなぜか。今年 4 月からで 10 月から本格施行しているが、なぜ載せてもらえないのか。この網掛けの部分の意味と下の『本市』とはどういう関連性があるのか。『もたらしているのです。本市では～さまざまなバリアを解消する』と書いているが、これは上の意味を言っているのか。この文末は『社会のあり方がもたらしているのです』となっているが、だから何なのか、だからどうなのか。だから本市はどういうこととしてますかという意味をとるのか、このつながりの意味がわからない。その辺の付け加えをお願いしたい。次ページの相談体制の充実と周知にも書いてあるが、この県条例はほとんどの方が知らない。各種制度の周知や情報の提供と書いてあるが、県条例を周知するような何か、だからこういう問題は、新たな取組が始まり、相談体制ができていることから、制度の周知に努めますと、その辺りが出てこないのか。また先ほど外国人の人権について言われた 18 ページに緊急時のやさしい日本語とあるが、やさしい日本語とは何か。ひらがなのことか。地震がおきました、避難してくださいという緊急時にやさしい日本語の情報提供ができるのか。

委員：やさしい日本語の概念が書いておらず理解できないと思う。やさしい日本語というのは阪神淡路大震災から、青森県弘前大学の教授が考案された。外国人の方が

日本語を習うのは非常に難しいが、ある専門家の話によると多くの外国人の方が何らかの形で日本語が通じるとある。定住している方がおられる中で、小学校でいうと3年生くらいの読み書き程度、日本語能力試験の3から4というのがあるのだが、日常で使う日本語が話せるという程度になっている。やさしい日本語とは、必要な情報を的確に伝えるためにあまり長い言葉を使わず、文の中に1つの情報だけが入っている。やさしい日本語の規定はないが、外国人の方に伝わる日本語は何かを考えていくということが大切である。また、作り方などの例はある。避難する時の「避難所」という言葉は通じない。「逃げるところ」と言い換える。外国人の方は防災訓練もしたことがなく、地震の経験もない人がたくさん来ておられる。日本人は学校での避難訓練が慣例になっているが、外国人にとっては避難所ということ自体もわからず、学校が避難するところなど全然思っていない。

事務局：解説をいれるとよいか。

委員：入れたほうがよいと思う。

会長：障がい者の人権については、私が社会モデル・医学モデルのところを書き加えたが、障がい者問題の専門ではなく、また読み返してみると障がい者の人権についてはインクルージョンというのが盛んに言われているが、そういうインクルージョンについて全然触れていない。ノーマライゼーションはかつてから言われていたが、ノーマライゼーションよりもインクルージョンが頻繁に使われるということであるので、そういった新しい言葉も入れ込み、かつ用語解説のところでも説明して記述の充実を図っていきたい。

先ほど出た用語解説については前回のままになっている。例えば27ページにNPOとあるが、今は用語解説をしなくてもよく使われる言葉になっており、29ページの3K労働も説明なしでも通じるかと思う。33ページの認知症もわざわざ載せて用語解説をするものではないと思う。また新しく入れたほうがいい言葉も出てきている。本文にワーク・ライフ・バランスが出てきており、用語解説の整理も必要かと思う。29ページの児童福祉法も2行だけの解説で、入れる必要があるのかと思う。こういった削除したほうがいいのかという点と新たに入れたほうがいいのかという点の御意見があれば出していただきたい。

予定の時間を少しオーバーしている。米原市人権施策基本方針第2次改定案に対する意見書等提出様式があるので、これで御意見をいただければどうか。お気づきの点があれば、事務局へこの用紙で出していただきたい。

事務局：審議に謝辞を述べ、書面等での意見提出を依頼し、次回の審議会開催予定が11月20日（水）午後1時半であることをお知らせして、審議会を終了した。